

山口県報

令和3年
3月30日
(火曜日)

目 次

- 人委規則
押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の一部を改正する規則……………一
等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………二
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 人委細則
職員の任用に関する規則施行細則及び不利益処分についての審査請求に関する提出書類の様式を定める細則の一部を改正する細則……………四
- 人委訓令
山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………四



押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の一部を改正する規則

(公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和四十三年山口県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第二条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和四十三年山口県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第十五条第四項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第三条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和四十九年山口県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記載し、措置の要求をする職員(以下「要求者」という。)が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第一号中「要求者」を「措置の要求をする職員(以下「要求者」という。)」に改める。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊸」を削る。

別記第八号様式の表(中)「㊸」を削り、同様式の裏の退職した職員の注意事項1中

「㊸」を「㊹」に改める。

別記第九号様式の表(中)「㊸」を削り、同様式の裏の退職した職員の注意事項1中

「㊸」を「㊹」に改める。

別記第十号様式、別記第十二号様式、別記第十五号様式及び別記第十七号様式から別記第十九号様式までの規定中「㊸」を削る。

別記第二十号様式中「㊸」を削る。

「㊸」を「㊹」に改める。

別記第二十一号様式、別記第二十二号様式、別記第二十三号様式の二、別記第二十四号様式、別記第二十五号様式の二及び別記第二十六号様式中「㊸」を削る。

別記第二十六号様式の二から別記第二十七号様式までの規定中

「㊸」を「㊹」に改める。

「㊸」を「㊹」に改める。

別記第二十八号様式から別記第二十九号様式の三までの規定中「㊸」を削る。

(山口県人事委員会傍聴規則の一部改正)

第五条 山口県人事委員会傍聴規則(昭和六十三年山口県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊸」を削る。

(山口県人事委員会聴聞手続規則の一部改正)

山口県人事委員会聴聞手続規則の一部改正)

第六条 山口県人事委員会聴聞手続規則（平成六年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項中「文化財専門員の職務」を「文化財専門員の職務
幼児の育ちと学び支援センター総務課長の職務」に、「本部自動車修理工場長」を「車
両整備工場長」に改め、同表六級の項中

「教育調整監の職務
調整監の職務
副課長の職務
主幹の職務」を
「教育調整監の職務
調整監の職務
副課長の職務
主幹の職務」に改め、同表七級の項中「犯罪捜査支援室長

に、「会計監査官の職務」を「会計監査官の職務
警務企画官の職務」に改め、

支援センター次長の職務」

同表八級の項中「こども・子育て応援局長の職務」を「デジタル推進局長の職務
こども・子育て応援局長の職

務」に改める。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表四級の項中「本部専門官の職務」を削り、「不当要求排除専門官の職務」を「不当要求排除専門官の職務」に改め、「警察署専門
官の職務」及び「地域担当専門官の職務」を削り、同表七級の項中「犯罪捜査支援室長

の職務」を「犯罪捜査支援室長の職務」に改め、「統括検視官の職務」を削り、「暴力
団対策官」を「組織犯罪捜査管理官」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和三年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第
八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（条例第三条の二第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第四条の二 条例第三条の二第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤
務させることができる教育職員は、校務の運営上の事情により特別の形態によつて勤
務する必要があると教育委員会が認める教育職員とする。

2 条例第三条の二第三項第二号の対象期間は、四月一日から翌年三月三十一日までの
期間の範囲内で、各学校の実情に応じ、教育委員会が必要と認める期間とする。

3 条例第三条の二第三項第三号の対象期間の起算日は、教育委員会が定める日とす
る。

4 教育委員会は、条例第三条の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを
別に定める場合には、前項の起算日を明らかにして週休日及び勤務時間の割振りを定
めなければならない。

5 条例第三条の二第三項第五号の特定期間は、各学校の実情に応じ、教育委員会が校
務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

6 条例第三条の二第三項第六号の特定期間の起算日は、教育委員会が定める日とす
る。

7 教育委員会は、条例第三条の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを
別に定める場合において、特定期間を設けるときは、前項の起算日を明らかにして週

休日及び勤務時間の割振りを定めなければならない。

8 条例第三条の二第三項第七号の対象期間における勤務日（同号に規定する最初の期間における勤務日を含む。）は、条例第三条第五項の規定により定められた週休日以外の日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

9 前項本文の規定にかかわらず、教育委員会は、条例第三条の二第一項に規定する長期休業期間等の一部の日を勤務日としないことができる。

10 教育委員会は、第八項ただし書の特別の事情がある場合においては、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間にあつては、当該特定期間において一週間につき一日の週休日（育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第十七条の規定による勤務をすることとなった教育職員を含む。）にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七条の規定による勤務をすることとなった教育職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容）に従い、一週間につき一日以上の週休日）を確保できる日数の範囲内）で連続した勤務日を割り振ることができる。

11 条例第三条の二第三項第七号の対象期間における勤務日ごとの勤務時間（同号に規定する最初の期間における勤務日ごとの勤務時間を含む。）は、次の各号に掲げる勤務日の区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で教育委員会が定める時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 業務量が多い時期のうち特に業務が繁忙である勤務日として教育委員会が必要と認める勤務日 九時間

二 業務量が多い時期のうち前号に掲げる勤務日以外の教育委員会が必要と認める勤務日 八時間三十分

三 前二号に掲げる勤務日以外の勤務日 七時間四十五分

12 条例第三条の二第三項第七号に規定する最初の期間を除く各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間における条例第三条第五項の規定により定められた週休日の数を減じた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

13 条例第三条の二第三項第七号に規定する最初の期間を除く各期間における総勤務時間は、当該各期間における第十一項各号に掲げる勤務日の区分ごとの勤務日の数に、それぞれ当該各号に定める時間を超えない範囲内で教育委員会が定める時間を乗じて得た時間を合計した時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

14 教育委員会は、条例第三条の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを別に定める場合において、対象期間が三箇月を超えるとときは、当該対象期間について

一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、当該対象期間が三箇月を超える場合において、当該対象期間の前に当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む対象期間（三箇月を超えるものに限る。以下「旧対象期間」という。）があるときであつて、一日に割り振られる勤務時間のうち最も長い勤務時間が旧対象期間の一日に割り振られた勤務時間のうち最も長い勤務時間若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間に割り振られる勤務時間のうち最も長い勤務時間が旧対象期間の一週間に割り振られた勤務時間のうち最も長い勤務時間若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間の一年当たりの勤務日の数から一日を減じた日数又は一年当たり二百八十日のいずれか少ない日数の範囲内で勤務日を割り振るものとする。

15 教育委員会は、条例第三条の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを別に定める場合には、一日につき十時間を超えない範囲内で、かつ、一週間につき五十二時間を超えない範囲内で勤務時間の割振りを定めなければならない。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号に掲げる要件を満たすように勤務時間の割振りを定めなければならない。

一 対象期間において、勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合のその連続する週の数在三を超えないこと。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の端数を生じたときは、当該期間）において、勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三を超えないこと。

（勤務することを要しない時間の指定）

第四条の三 条例第三条の三第一項の一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間を超える期間は、原則として四週間の期間ごとに算定するものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して、四週間の期間ごとに算定することが適当でないときと認めるときは、一週間、二週間又は三週間の期間ごとに算定するものとする。

2 教育委員会は、条例第三条の三第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について指定しなければならない。ただし、校務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の勤務することを要しない時間の単位は、十五分とする。

第六条第一項中「まで」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加える。

第二十二条中「第四項」の下に「、第四条の二（第八項及び第十二項を除く。）、第四条の三第二項」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則施行細則及び不利益処分についての審査請求に関する提出書類の様式を定める細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会細則第一号

職員の任用に関する規則施行細則及び不利益処分についての審査請求に関する提出書類の様式を定める細則の一部を改正する細則

(職員の任用に関する規則施行細則の一部改正)

第一条 職員の任用に関する規則施行細則(昭和三十六年山口県人事委員会細則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第五号様式から別記第十一号様式までの規定中「㊦」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する提出書類の様式を定める細則の一部改正)

第二条 不利益処分についての審査請求に関する提出書類の様式を定める細則(昭和三十二年山口県人事委員会細則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第十号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

山口県人事委員会訓令第一号

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程(昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年三月三十日から施行する。